

## 広島県告示第三百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十一年四月九日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行つた者の名称

神石郡神石高原町

二 調査を行つた期間

平成十七年十一月から平成二十一年九月まで

三 成果の名称

神石郡神石高原町地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

神石郡神石高原町福永の一部

五 認証年月日

平成二十一年三月三十一日